

# **第1章**

## **計画の策定にあたって**



## 第1節 計画策定の背景

---

わが国では、平成19年に国連総会において障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）の署名後、締結に向け障がい福祉に係る国内法の整備を進めてきました。

平成23年の障害者基本法<sup>\*</sup>の改正では、日常生活や社会生活で、障がいのある人が受ける社会的障壁を取り除くために、可能な限り合理的な配慮を行うことを盛り込みました。平成24年には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法<sup>\*</sup>」という。）を制定し、平成30年4月には改正障害者総合支援法が施行されます。

平成25年には、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別解消を目的として、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）を制定しました。雇用の分野においては、障がいのある人への雇用に関し差別禁止を推進するため、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法）を制定しました。

これらの法整備を踏まえ、国は、平成26年1月20日、障害者権利条約を批准し、同条約は平成26年2月19日から効力を生ずることとなりました。

また、栃木県においては、全ての県民が障がいに関する理解を深め、障がいの有無にかかわらず、共に支え合う地域社会の実現を目指し、栃木県障害者差別解消推進条例を制定し、平成28年4月から施行しました。

こうしたなか、国では、障がいの有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会<sup>\*</sup>の実現に向け、障がいのある人の自立と社会参加への支援施策に対し一層の推進を図っています。

平成28年には、障がいのある児童に対する支援の一層の強化を推進するため、児童福祉法の一部が改正され、市町村及び都道府県は、平成30年度から新たに「障害児福祉計画」を策定することとなりました。

本市では、「真岡市障害者計画」の主要テーマである「すべての人がともに生きるやさしさのあるまちづくり」を基本理念に掲げ、障がい者の自己決定と自己選択を尊重し、地域生活移行や就労支援などの課題に対応したサービス基盤整備に取り組むとともに、地域の中でいきいきと安心して暮らし続けることができるよう、さらに質の高いサービスを適切に提供する体制づくりを目指してきました。

この度、「真岡市障害福祉計画（第4期計画）」の計画期間が終了するとともに、新たに障害児福祉計画を策定することから、国の基本方針に即して、「真岡市障害福祉計画（第5期計画）」及び「真岡市障害児福祉計画（第1期計画）」を策定します。

## 第2節 計画の概要

### 1. 計画の性格

本計画は、障がい者、障がい児の福祉施策を総合的に推進するための指針である「真岡市障害者計画」における福祉サービス分野の実施計画です。

### 2. 計画の法的根拠

本計画は、障害者総合支援法第88条で定める「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20で定める「市町村障害児福祉計画」を法的根拠とする計画です。

#### ◆障害者総合支援法

- 第88条（一部抜粋）市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
    - 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業<sup>\*</sup>の提供体制の確保に係る目標に関する事項
    - 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込み
    - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
  - 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
    - 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他リハビリテーション<sup>\*</sup>の措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
  - 4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。
  - 5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。
  - 6 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第七十条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。（以下省略）

## ◆児童福祉法

第33条の20（一部抜粋）市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

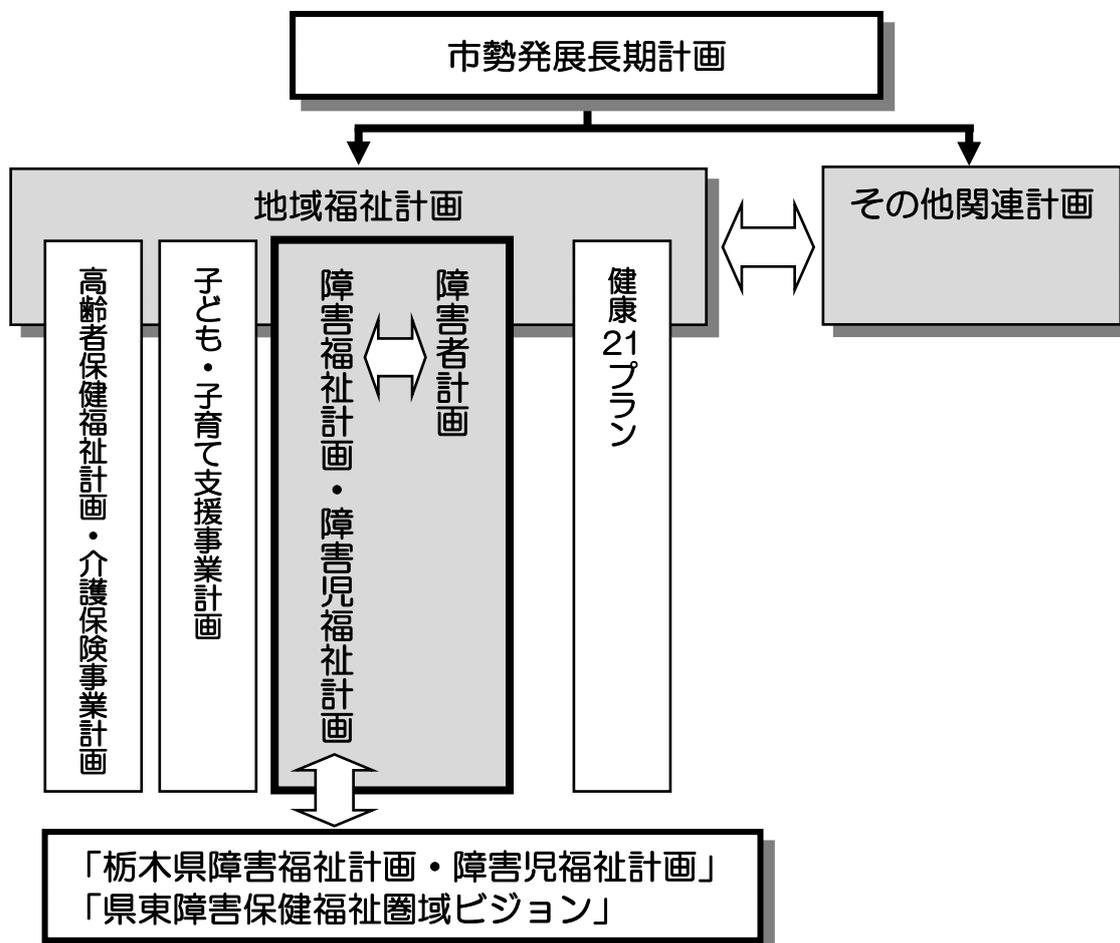
- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項（以下省略）

## 3. 計画の位置づけ

本計画は、市の基本となる計画である「市勢発展長期計画」を踏まえるとともに、福祉部門の「地域福祉計画」や「子ども・子育て支援事業計画」、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「健康21プラン」などと整合性が図られたものとしてします。



### 第3節 計画の期間

真岡市障害福祉計画（第5期計画）及び真岡市障害児福祉計画（第1期計画）はともに平成30年度を初年度とし平成32年度までを計画期間とする3か年計画です。ただし、計画期間中において、法律や制度改正があった場合には、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
障害者計画（第2期）						障害者計画（第3期）		
					見直し			
障害福祉計画（第4期）			障害福祉計画（第5期） 障害児福祉計画（第1期）			障害福祉計画（第6期） 障害児福祉計画（第2期）		
		見直し			見直し			見直し

## 第4節 国における計画の基本的理念

---

障害福祉計画および障害児福祉計画の策定にあたっては、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（最終改正：平成29年厚生労働省告示第116号）」における、以下の基本的理念を踏まえ、策定します。

### 1. 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービス等の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とし、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進める。

### 2. 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの実施主体は市町村を基本とし、対象となる障がい者等に対するサービスの充実を図り、県の適切な支援等を通じて均てん化を図る。

### 3. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

サービス提供体制の整備を推進するにあたっては、地域生活支援の拠点づくり、NPO<sup>※</sup>等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、推進することとし、特に地域生活支援の拠点等の整備にあたっては、地域での暮らしの安心感を担保するため、あらゆる視点からの支援体制の整備、地域の体制づくりが求められており、今後、障がい者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えた機能強化が必要である。併せて、相談支援を中心に、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えた中長期的視点に立った継続した支援が必要である。

精神障がい者の地域生活への移行を進めるにあたっては、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的な社会の実現に向けた取組が必要であり、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム<sup>※</sup>の構築を進める。

## 4. 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、次の取組等を計画的に推進する。

- ① 地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくり
- ② 地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等に係る取組
- ③ 人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（以下「医療的ケア児<sup>\*</sup>」という。）が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する人に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築

## 5. 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うにあたっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要である。このため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な施設で支援できるよう、障害児通所支援及び障害児相談支援については市町村、障害児入所施設については県を実施主体とすることを基本とし、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、県の適切な支援を通じて、障がい児支援の均てん化を図り、地域支援体制の構築を図る。

また、障がい児のライフステージ<sup>\*</sup>に沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る。

さらには、障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン<sup>\*</sup>）を推進する。

## 第5節 計画の策定に関する事項

---

### 1. 真岡市障害福祉計画及び障害児福祉計画策定懇談会

本計画の策定にあたっては、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる（障害者総合支援法第88条5項）こととなっていることから、身体・知的・精神の各障がい者団体の代表者、公募による市民の代表、学識経験者、保健・医療・福祉関係者からなる「真岡市障害福祉計画及び障害児福祉計画策定懇談会」を設置し、幅広く意見を聴き策定しました。

### 2. 真岡市障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会

庁内の関係各部課で構成された「真岡市障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会」を設置し、計画を策定するために、各担当部門との連携・調整を行いました。

### 3. アンケート調査の実施

障がいのある人や障がいのある児童を対象に、日常生活の状況や障害福祉サービスにおける利用状況や利用意向等を把握し、今後の施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に、平成29年9月にアンケート調査を実施しました。

### 4. パブリックコメント※の実施

市民や関係者の意見を反映させるため、本計画の計画案について、平成30年1月12日から平成30年2月2日の期間でパブリックコメントを実施しました。

